

平成十九年度(二〇〇七年度)

予算編成についての申し入れ

二〇〇六年十二月二六日

日本共産党静岡市議会議員団

日本共産党静岡地区委員会

日本共産党清庵地区委員会

安倍自公内閣は、2007年度予算案を決定し、「成長戦略」を口実に大企業優遇の減税や大型公共事業をいつそうすすめています。いっぽう、高齢者をはじめ市民には税・公共料金等の負担を押し付け、消費税の大幅な引き上げを計画するなど国民のくらしを破壊する攻撃を強めています。

さらに、イラク派兵を継続、教育基本法を改悪し、憲法九条の改悪を狙い、米国とともに日本が戦争できる国への大転換をすすめ、日本の平和を根こそぎ崩そうとしています。

国民のくらしと平和が脅かされるもとで、自治体が地方自治を守り、住民の福祉とくらし向上のための仕事を進める責務を、これまで以上に果たさなければなりません。

本市の十九年度予算編成において、平和・くらし・福祉を守り、住民自治を大切にし、市民を主人公とするまちづくりを進められることを強く求めるものです。

よつて、くらし、福祉を優先する活力ある政令市静岡市の実現のため、次の点を重視し市政運営にあたれるよう要望いたします。

① 世界に誇る平和憲法を大切にし、憲法を全面的にいかした市政運営をすること。

② 福祉・教育などにかかる国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減の押し付けに反対すること。また、自治体が自主的につかえる財源確保の立場から、国に対して地方への税財源移譲を求めるここと。

③ 地域に有事体制をつくる「国民保護計画」を中止し、地震をはじめ災害から市民の安全を確保することを優先する危機管理体制のいつそうの整備をはかる。

④ 保育園の民営化、社会文化施設や学校給食センターのPFI導入など行政の公的責任を後退させないと。「行財政改革」は「大型ハコ物より市民のくらし守ること」を基本に住民本位で推進すること。

以上四つの立場から十八年度の予算編成と行財政運営をすすめるため以下の項目で要望いたします。

(一) 「市民が主人公」の立場で、きめ細かな行政サービスを充実し、市民本位の財政健全化をはかるとともに、地方自治を発展させる
(総務委員会)

① 区役所は権限と財源をさらに充実させ、市民の身近で役立つものにすること。

② 大谷市街化計画、新市庁舎など不要不急の大型公共事業は見直し、飛び地となる蒲原地域については、住民要望を尊重し具体化に努めること。

③ 契約行政の公平・公正な執行のため指名競争は大幅に減らし、制限つき一般競争入札の拡大、談合への対応強化策として指名業者のはり出しをやめ、入札参加者にはすべての積算内訳書の提出と公開をさせること。「指名差し替え・再入札」「指名停止基準の強化」など情報公開を進めること。また、分離・分割発注の基準を設定し、中小業者へ発注量を拡大すること。

④職員のパート化、清水区3保育園の民営化、学校給食センターのPFI導入など、自治体の公の仕事の空洞化をまねくものであり中止すること。保育園・清掃・動物園・駿府匠宿・救護所・学校給食・公民館・図書館などの運営は、市民サービスの維持・地場産業の振興をはかるうえでも直営ですすめること。

⑤自治体職員への競争をあおる成績主義の人事評価制度は行わないこと。公平な基準による人事政策をすすめること。又、ICカード、タイムカードの導入など労働時間の適正な把握に努め賃金不払い残業を一掃すると共に、過重労働による職員の健康害を防ぐために健康管理対策の強化と必要な職員の増員配置を行うこと。

⑥市政の自主性を確保するために、国・県からの助役、消防長、局長等の天下り人事はやめること。

⑦清潔・公正な市政とするため、市と関係する企業から市長など三役・議員は、献金を受け取らないこと。また、市長・議員の関係する企業に発注しないこと。

⑧自主的な市政運営に必要な財源対策として、大企業への法人市民税の超過課税、道路公団の民営化に伴い固定資産税課税を検討し、縁故債の借り換えで金利負担の軽減をはかること。

市債・基金は、限度を明確にし、借金依存体質から脱却すること。政府債の低利借り換え、繰り上げ償還を国に求めること。

⑨交付税率の引上げ、税財源の地方移譲、国庫補助率の復元と超過負担の解消を国に働きかけること。

⑩固定資産税は、収益還元方式に改めるとともに地価の下落を反映させるものに改めるよう国に求めること。市街化農地への宅地並課税の見直しを国に求めること。都市計画税を値下げすること。

⑪まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。また常設の住民投票条例を制定すること。各種審議会への女性の参加枠は50%をめざすこと。市民の公募枠を設け拡大すること。

⑫平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算化をはかること。

⑬男女平等の理念に立った実効性ある施策をすすめ、男女平等の取り組みを抜本的に強めること。

⑭平和資料館の建設を単独ですすめること。それができるまでの間、運営費を大幅に増額すること。

(二) 健康で安心してくらせるまち・環境の整備された明るい地域社会を (市民環境委員会)

①一般会計から国保会計への繰り入れは、政令指定都市並みに増額し、高すぎる国民健康保険料を引き下げる。現在の減免要綱を生活保護基準を基礎にし、不況による減収も対象にしたものに改める。減免要綱の「預金通帳提示」条件は削除すること。滞納期間による一律の短期保険証・資格証明証発行をやめ、すべての被保険者に正規の保険証を交付すること。また高額療養費、出産一時金、一人親世帯の自己負担などは受領委任払いにすること。

②国保会計への国の補助率を元に戻すよう国に働きかけること。

③環境基本計画は実効性あるものとすること。吉津の焼却灰の完全撤去を行政代執行で行うこと。山林、水などの資源を守り、山間地の産業廃棄物処理施設を規制する個別条例を制定し環境汚染対策を万全にすること。

④一般廃棄物処理基本計画を見直し、ゴミ減量の数値目標は、市民の協力のもとで市の直営による分別収集をすすめ、家庭ごみはよりいっそう減量化への理解をもとめ、当面30%削減に見直すこと。

拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルや不法投棄対策を強化し再利用を徹底すること。

とを国に求めること。

⑤古紙リサイクル事業を守り、リサイクル商品の使用を市で増やし普及すること。

⑥新西ヶ谷清掃工場へのシャフト炉の導入は止めること。シャフト炉は安全性、ランニングコスト、ゴミ減量、二酸化炭素の削減につながらず、環境行政にも逆行するものであり、ごみ減量の徹底をすすめ施設規模を縮小するなど再検討すること。

⑦清水地域の大型ゴミ処理は、ステーション方式と併用すること。

⑧町内会・自治会管理の児童遊び場遊具の修繕・撤去は、市が全額補助すること。

⑨市営墓地の整備促進をすること。

⑩体育館等の指定管理者制度に基づく指定管理費は、サービス水準を維持できる予算にすること。

⑪池田山運動公園の整備にあたっては自然環境を守り市民が幅広く利用できるものにすること。安倍川スポーツ広場に水道・水洗トイレ・更衣室の設置をすすめ、児童遊具の整備を進めること。スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備をすること。西ヶ谷運動場の駐車場を十分に確保すること。

⑫障害者も安心してスポーツが出来るよう各施設のバリアフリー化をすすめ、青少年のためにスケボー、フットサル、半面バスケが出来る運動公園を整備すること。

⑬文化予算を増額し、サークルの練習場の確保、小ホールを建設すること。静岡音楽館は、市民の文化要求に見合った企画・運営とすること。

⑭清水の文化複合施設へはPFIの導入をしないこと。市民文化会館の建替えに当たっては、市民合意を前提とすること。

⑮住基ネットからの離脱要件を条例化する。

(三) 市民のいのち・健康を守り福祉を最優先にした施策を

(厚生委員会)

①高齢者が人間としての尊厳を保ち、誰もが安心して受けられる介護保険となるよう、介護保険への国庫負担割合を増やすよう求めること。(イ)介護保険料は、生活保護基準をもとに減免対象を広げ、市民税非課税者の保険料を減免すること。(ロ)ホテルコストの導入により通所施設の食費への市独自の減免制度を設けること。(ハ)遅れている介護サービスの基盤整備を急ぎ、特に待機者の多い老人福祉施設の建設と、老人保健施設を増設すること。また、待機者への特別支援策を検討すること。

(ニ)訪問看護、訪問リハビリテーションの整備を急ぐこと。(ホ)「福祉オンブズパーソン」制度をつくり、未申請者に広報を徹底すること。(ヘ)四月より実施される地域支援事業については、これまで公費で行っていた事業は介護保険予算に組みいれず、市独自予算で続けること。(ト)介護度が軽度の人も利用できる福祉事業を拡充すること。(チ)地域包括支援センター職員を増員し充実させること。

②介護保険を利用できない高齢者のための施策を充実させること。高齢者住宅改造助成制度の予算を増額し、現物給付にし、受付回数を増やし、助成の窓口を市に戻し所得制限をなくすこと。高齢者のための相談窓口を各中学校単位に設置すること。広報活動を積極的に行うこと。

③高齢者への祝いと激励のための敬老祝い金を、賀寿方式から毎年支給の方式に改めて、70才以上すべてのお年寄りに支給すること。

④高齢者のためのバス券の支給は社会参加を活発にするための支援として、タクシー初乗り分も使用出

来る制度を加えたものにして増額すること。

⑤要介護認定者の障害者控除が適応できるよう認定書の交付をすすめること。

⑥老人医療の入院給食費を助成すること。老人医療費の自己負担に受領委任払い制度をつくること。成人検診の充実、骨粗鬆症の検診の充実など、予防、機能訓練を充実させること。

⑦国連総会で「障害者権利条約」が採択されており、障害者基本法の精神を、さらに市民全体のものにし、障害福祉においては、障害者の「完全参加と平等」のために力を尽くすこと。障害者自立支援法の成立による利用料の負担軽減を図ると共に、障害者の共同作業所への助成を増額し、通所費の補助をすること。特に精神障害者の共同作業所の設置に市が援助して、増設できるようすること。保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。

⑧成年後見制度は公費を助成し、負担軽減すること。

⑨難病患者の相談窓口をつくり、相談会を開き、市独自の難病手当制度を拡充すること。難病ケアシステムの構築にあたっては、患者団体の参加で早期にすすめること。患者団体への補助を制度化すること。

⑩生活保護の申請書を受付に備え申請権を尊重すること。生活保護基準を引き上げるよう国に働きかけること。資産調査にあたり一括同意書の強要をやめ、個々必要によって行うこと。就労指導の行き過ぎはやめること。路上生活者の生活・自立支援を行うとともに生活保護申請に当たっては、住居なしや就労可能年齢を理由に門前払いはしないこと。また、生命保険、預貯金や車の所持を本人の自力更生に必要かどうかで判断すること。

⑪保育所入所待機児童の早期解消のため、保育所を増設するとともに、公営で実施し城東保育園の統廃合、また、清水区の三保育園の民営化はやめること。保育料の減免制度を広く知らせ、実態に見合った減免を実施すること。三人在園の第三子だけでなく、すべての第三子の保育料を無料にすること。保育料の引上げを行わないこと。定員枠の拡大に伴い保育士の増員、施設整備を行うこと。三歳児以上上のクラスに保育士の複数配置できるよう補助金をつけること。

⑫すべての保育園の耐震補強をすすめ、私立保育園への補修などへの補助を拡大すること。

⑬多様化する親の労働実態に応えられるよう、乳児保育・延長保育、休日保育、土曜日の一日保育、病後児保育など市の責任で行い実施園をふやすこと。又、父母負担を軽減すること。

⑭私立保育所職員の給与の公私格差を是正するために補助金を増額すること。私立保育園の定員割れ対策費は、乳児保育促進事業の適用園も対象とすること。

⑮保育園における地域子育て支援事業を拡充すること。

⑯公私立保育園給食の民間委託はやめること。

⑰保育事業への国の補助金の増額と保育所の最低基準を抜本的に改善するよう国へ働きかけること。

⑱無認可園には、補助金を充実させること。

⑲児童の健全な育成をはかるため小学校区ごとに児童館の建設をめざすこと。とくに清水地域は年度計画をたてて建設すること。学童保育の法制化にふさわしく、必要なすべての子どもが利用できるよう対象を「小学生児童」とすること。保護者の労働実態に見合った開設時間とすること。児童クラブの一小学校一ヶ所以上の設置をすすめること。施設整備を充実すること。指導員を複数専任配置、正規職員とし、退職金の制度化など待遇を大幅に改善すること。指導員の研修内容を充実させること。障害児受け入れのさいの体制を充実させること。

⑳市立静岡、清水病院及び蒲原共立総合病院は、地域医療の中核病院として医師、看護師、その他の医

療従事者を充実すること。特に看護師の労働条件の改善をはかり看護師確保に努めること。心療内科を設置し現代病に対応すること。職員の研究研修費を増額すること。駐車場を民間と契約し増やすこと。

また、医療品の購入にあたっては公正な競争入札ですすめること。医薬品の後発品を増やすこと。

○乳幼児医療費助成は、入院時給食費と通院自己負担をなくし、対象者を小学校卒業まで拡大するよう市独自の取り組みをすること。又、県の一層の助成拡大、国の制度化へそれぞれ働きかけること。

○アレルギー疾患に対する除去食を保育園でつくることができるよう補助すること。保健所での妊産婦指導、健診制度の充実をはかること。公共施設のシックハウス対策を講じること。

（四）地域経済の主役である中小商工業・地場産業・農林漁業の営業を守り振興をはかり、市民が安心してくらせる消防・防災体制の整備充実を

（経済消防防災委員会）

①地域経済をささえる中小商工業者支援のための「地域経済振興条例」をつくること。

②不況対策として信用保証協会を通す融資制度を受けられない業者に対し、無担保・無保証人、無利子の市独自の直貸し緊急融資制度をつくること。

③不良債権処理による中小企業への「貸し渋ぶり」「貸しはがし」に對して制度融資で支援すること。長期・低利の緊急融資制度をつくると共に、中小金融対策事業の貸付限度額の拡大、返済期間の延長・借り換え利子の引き下げなどで中小業者の営業とくらしを守ること。

④市の発注する公共事業は、ゼネコン型公共事業から生活密着型公共事業にかえ、分離・分割発注を増やし、下請けも含め地元中小業者の仕事をふやすこと。また、官公需においても地元発注を大幅に引上げ、市の関係機関や市内にある国・県の機関にたいしても官公需の地元中小業者への発注を優先するよう働きかけること。

⑤小規模工事登録制度、住宅リフォーム助成制度をつくり、中小零細業者の仕事づくりをすすめること。

⑥若年労働者雇用対策事業費を増額し、メニューを含め抜本的に拡充すること。また、学卒未就職者や青年の雇用問題を市として特別の対策を検討し、ハローワークの職員増員を国に要望すること。

⑦市営住宅の建設にあたっての据付け家具の設置や、公共施設の机・椅子を木製にすること。

⑧大型店対策として大型店出店を規制する指導要綱・条例を策定し、地元中小商店や消費者を守る対策を強めること。高齢者・障害者が利用しやすい商店街づくり・住みよい街づくりを重視し、地元中小商店の振興を図るために駐車場・空き店舗対策など商店街の振興策をより拡充させ、又、各種共同事業、イベント事業への支援を強化すること。商店街事務局の確立に支援をすること。

⑨市街化区域内農業の振興をはかること。
⑩日本の食料は日本で生産することを基本に、地産地消の拡大につとめ農業に希望がもてるよう家族経営を維持させ、技術的・経済的援助をおこなうこと。又、国土保全の上からも農林業の振興を図り、農業の基盤整備を進め、その地元負担金をなくすこと。

⑪森林育成と林業関係者の仕事おこしや地場産木材や間伐材などの使用を一層拡大するための官公需と公共事業を計画的にすすめること。また、地場産材を利用した計画的な街づくりをすすめること。

⑫サル、カモシカ、イノシシ、クマなどからの被害を防ぐための対策強化をすすめること。
⑬用宗港を整備するとともに、沿岸漁業の振興をすすめること。また、廃船処理費への助成と処理場所確保を支援すること。

⑭地場産業振興のために、市が主導的に販路拡大、営業指導などに取り組むこと。

⑯ 駿府 匠宿は、集客力を高めて地場産業の振興に役立つものとすること。

⑰ 区役所に防災対策室を設置し、職員体制を充実させること。

⑯ 消防職員・救急救命士の増員、消防車の充実を行うなど消防予算を大幅に増やすこと。

⑯ 原発事故の緊急対策として、浜岡一、二号機の停止、五号炉の中止、三、四号の総点検、放射能の感知器を設置し、ヨウ素剤の配備をすすめること。ブルサーマルの中止を県と中電に求めるここと。

⑯ 学校や拠点避難所に毛布、食料、医薬品など分散備蓄をさらに充実していくこと。飲料用貯水槽の増設を急ぐとともに、できる所では、井戸を設置し、飲料水、消防用水の確保を行うこと。

⑯ 観光政策は一過性でなく、南アルプスなど自然を生かすとともに地場産業や地域経済と結び付く長期的な計画とすること。登山道の案内板を適切に配置すること。

○ 「国民保護計画」は、市民を有事体制に動員するものであり、武力攻撃事態をふくめ現実性が疑問視されることから「国民保護計画」は策定しないこと。

（五）人にやさしい街づくり・安心便利な公共交通の整備を

（都市建設委員会）

① 人にやさしく便利な公共交通の整備を進めるここと。バス路線は循環線や東西・南北線の充実など、高齢者など市民要求にそつてしまつてつジャストラインに路線改善をもとめること。オムニバスタウン計画において、パークアンドライドを主要路線を中心に拡充すること。

② しづてつジャストラインに鉄道駅及びバス停附近に駐輪場・駐バイク場の確保・拡充と、バス停の雨よけ対策などを求めること。

③ 駿河区役所への交通アクセスを早期に整備すること。

④ 中心市街地活性化については、再開発中心のものではなく、住民参加で計画をすすめ、活性化にむけ実効ある施策をすすめること。再開発については地元住民や中小商業者などの負担をできるだけ少なくすること。また、公共施設で再開発を支えるというやり方は見直すこと。

⑤ 歩道のバリアフリー化を早期にすすめること。自転車道の整備をすすめること。

⑥ JR安倍川駅・草薙駅へ早期にエレベーターを設置すること。

⑦ 市営住宅を増設し、家賃減免制度を拡充すること。改修補修予算の増額で空室の早期入居対策をすすめること。高齢者・障害者対応の戸数を拡大すること。

⑧ 個人住宅の耐震診断、耐震補強工事への助成を市独自に上乗せする制度をつくり、地震に強い建築物を増やすこと。八一年以前の集合住宅の耐震診断や補強への補助をすすめること。

⑨ 東静岡駅周辺土地区画整理事業は、市民本位の立場から財政的観点をふくめ見直しを進めること。新都市拠点整備事業の旧多目的アリーナ建設予定地は貴重な公共用地であり、計画を住民参加で見直し、市庁舎建設は中止し、計画を住民の要求にそつたものに改めること。

⑩ 生産緑地指定を積極的に進めること。500m²の基準の引き下げを国に求めること。

⑪ 住民の要求にもとづいて、計画的に公園用地を確保すること。公園整備・公園内施設の設置にあたつては、地元の要求を聞きすすめること。公園内のトイレは障害者対応のものに早急に整備すること。駿府公園整備にあたつては、バブル時の計画を見直し、歴史の事実のはつきりしない天守閣建設はやめること。また、テニスコートを周辺地域に建設すること。

⑫ 国土交通省の安倍川水害予想図に見合つた災害対策を立てること。また、河川敷が避難地になつているところは、堤防にスロープを設置すること。

⑬建築基準法の改正で、国県市のチェック機能を高めるため建築確認・完了検査体制の見直しを国に求めること。

⑭マンション建設の紛争防止条例を住民の利益が守られるように改善すること。福祉施設の近隣に建設する場合は規制すること。また分譲マンションの管理組合にたいして情報提供や相談窓口の設置などの支援策を検討すること。

（六）すべての子どもを大切にする教育と文化の発展、安心安全な水の供給を

（企業教育委員会）

①水道水源の安全確保をはかり、水道料金の値上げをしないこと。下水道受益者負担金は都市計画税と二重徴収になりやめること。滞納による給水停止はおこなわないこと。

②小・中学校の三〇人以下学級を実現するために、国・県にも定数改善と財源保障をもとめること。教師が一人一人の子どもを大切にする行き届いた教育ができるようすること。小1支援員の増員のために市単独予算を確保すること。

③いじめ根絶にむけて、全教職員の共通認識と協同したとりくみをすすめること。そのためにも「目標管理による自己評価」の押し付けをしないこと。

④学習指導要領の押し付けをやめ「子どもの権利条約」を生かし、いじめ、不登校のない学校づくりを進め、また、体罰・管理主義教育をなくし、人間を大切にする教育を進めるようすること。「愛国心」「君が代・日の丸」を学校現場での強要をしないこと。

⑤教育予算を増額し、学校への配当予算を増やし、父母負担をなくすこと。修学旅行などにおいて、入场料を付き添いの教師負担にしている現状を改め、公費負担とすること。各学校への公費によるパソコンの配備をすすめること。

⑥小学校の統廃合については、保護者、学校関係者、地域住民の意見を充分反映させ、慎重に対応すること。跡地利用も地域住民の声を反映させること。

⑦教員の自主的研究・研修を保障すること。

⑧増加する保健室登校に対応するため、スクールカウンセラーを増員すること。

⑨養護教諭が宿泊行事など公務で留守にする場合、専門知識のある代替者を公費で当該学校に派遣すること。

⑩養護学校の定数改善、養護学級の存続と充実を国・県に求めること。介助者の配置人数（通学を含む）をさらに拡大すること。特別支援教育については人的配置をすること。清水地域に養護学校の高等部を早急につくるよう強く県に求めること。中学部の狭隘化を解決すること。

⑪学校用務員は、複数の配置基準を堅持し複数未配置校をなくし、山間地校の小・中校にもそれぞれ配置すること。採用にあたっては新規雇用とすること。

⑫学校司書の5年雇い止めをやめ、十一学級以下の学校も含めすべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。市立図書館および学校図書館間の連携を強化すること。学校図書購入費を増額すること。

⑬教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。

⑭すべての学校体育館・校舎の耐震補強と静岡市立清水商業高校の建て替えを早期にすすめ、防災機能を強化すること。

⑮保健室の空調設備の全校完備、職員の休憩室の設置、こどもの更衣室の設置、男女別職員トイレ、児

童生徒のトイレの整備改築を急いですすめること。

⑯学校施設と通学路の安全対策を徹底すること。迅速に被災者への保障が出来るよう無過失責任制による学校災害補償法の制定を国に求める。不審者対策は地域との連携を強めること。

⑰就学援助制度は、教育委員会への直接申請を認め、利用しやすくし、適用基準は客観的な所得水準で行い、拡充を国に求めること。

⑯市単独の奨学金を増額し、私立高校生徒への授業料助成を行うこと。海外留学生への奨学金制度をつくること。

⑯学校給食は民間委託をやめ、大規模センターを自校直営方式に改めること。給食センター建設へのPFI方式を導入しないこと。

清水地域の小学校の自校直営方式を守り充実させること。共同献立一括購入をやめ地元の食材購入をできるだけ拡大し、食材購入にあたっては遺伝子組み換え食品をさけること。老朽化した学校調理施設を整備していくこと。

⑯市立図書館司書を増員し、指定管理者制度を導入しないこと。図書館分館の計画的な建設をはかること。移動図書館を拡充し、要望する地域にも運行できるようにすること。